

# 山梨県公報

第七百三十八号

平成十九年

二月二十二日

木曜日

## 目次

### 告示

- 特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための消毒方法等の実施の命令……………一〇三
  - 土地改良区設立認可申請の適当決定……………一〇三
  - 道路の区域変更(二件)……………一〇三
  - 道路の供用開始(三件)……………一〇四
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一〇五
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一〇五
  - 落札者等の決定について……………一〇五
  - 国土調査の成果の認証……………一〇六
  - 人事委員会……………一〇六
  - 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一〇六
  - 公安委員会……………一〇六
  - 山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一〇六
  - 更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則……………一〇七

## 告示

### 山梨県告示第五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、鶏の所有者に対し、次のとおり農場の消毒の実施を命ずる。

平成十九年二月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 実施の目的

山梨県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防のため

#### 二 実施する区域

- 三 山梨県内全域  
対象の範囲  
十羽以上の鶏を飼養している農場その他家畜防疫員が必要と認める農場(消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。)
  - 四 実施の期日  
平成十九年二月二十六日から同年三月十日まで
  - 五 消毒の方法  
消石灰の農場内(鶏舎周囲及び農場外縁部)散布
- ### 山梨県告示第五十六号
- 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第一項の規定により、上野原市鶴島二千四百十四番地上條通外十四名から申請のあった鶴島土地改良区設立認可申請を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
- なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。
- 平成十九年二月二十二日
- 山梨県知事 横内正明
- 一 縦覧書類
    - 1 土地改良事業計画書の写し
    - 2 定款の写し
  - 二 縦覧期間  
平成十九年二月二十三日から同年三月二十三日まで
  - 三 縦覧場所  
上野原市役所
  - 四 異議申出期間  
平成十九年三月二十四日から同年四月九日まで
- ### 山梨県告示第五十七号
- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年三月十五日まで一般の縦覧に供する。
- 平成十九年二月二十二日
- 山梨県知事 横内正明
- 一 道路の種類 一般国道
  - 二 路線名 一四〇号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
山梨市大字三富川浦字セキ下一二二三番の 一地从先から 山梨市大字三富川浦字セキ下一二三四番の 一地从先まで	三三・〇〇 四〇・〇	二八・〇〇 三三・〇	四三・〇

山梨県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に  
おいて、この告示の日から平成十九年三月十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市牧丘町大字隼字カジメ一四番の六地 先から 山梨市牧丘町大字隼字カジメ六七番の一地 先まで	二二・六〇 二八・三	一一・二〇 一三・八	一九四・〇	一九四・〇

山梨県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に  
おいて、この告示の日から平成十九年三月十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年二月二十二日

平成十九年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	山梨市牧丘町大字隼字カジメ一四番の六地先から 山梨市牧丘町大字隼字カジメ六七番の一地先まで	一九四・〇	平成十九年 二月二十二日

山梨県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所  
北支所において、この告示の日から平成十九年三月十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 崎線	北杜市小淵沢町大字松向字石澤一〇九九番地先から 北杜市長坂町大字中丸字笹尾海道三二六七番の三地先まで	六九五・八	平成十九年 二月二十二日

山梨県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所  
北支所において、この告示の日から平成十九年三月十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成十九年二月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	小荒間長坂	北杜市長坂町大字小荒間字信玄	二五・八	平成十九年

停車場線	原一九八三番の一地先から 北杜市長坂町大字小荒間字信玄 原一九七九番の一地先まで	二月二十二 日
------	--	------------

山梨県告示第六十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、  
山梨県土木部砂防課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十号ま での標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十号と標柱番号一号の標柱を 結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	郡	市	町村	大字	字	地番
赤坂	一	南都留郡	富士河 口湖町	船津	水川戸	四三三三 一		
	二	同	同	同	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	同	同	同
	四	同	同	同	同	同	同	同
	五	同	同	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	同	同	同
	七	同	同	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	同	同	同	同
	九	同	同	同	同	同	同	同
	十	同	同	同	同	同	同	同
	十一	同	同	同	同	同	同	同
	十二	同	同	同	同	同	同	同
	十三	同	同	同	同	同	同	同
	十四	同	同	同	同	同	同	同
	十五	同	同	同	同	同	同	同
	十六	同	同	同	同	同	同	同
	十七	同	同	同	同	同	同	同
	十八	同	同	同	同	同	同	同

十九	同	同	同	同	同
二十	同	同	同	同	同

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の  
 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報  
 センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並  
 びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 天使のおもちゃ図書館はばたき
  - 2 代表者の氏名 天野徳江
  - 3 主たる事務所の所在地 都留市桂町千百四十二 一
  - 4 定款に記載された目的
    - この法人は、「障害児（者）」に対して、「自立及び療育に係る福祉サービス事業」  
 を行い、「障害児（者）」の自立と地域社会及び行政の理解を深め、「障害児（者）」  
 が地域で普通の暮らしを送るため」に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年二月七日から同年四月六日まで

● 落札者等の決定について  
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十  
 五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの  
 である。  
 平成十九年二月二十一日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - 二 消防防災ヘリコプター「あかふじ」定期耐空証明検査変動整備業務 一式
- 山梨県総務部消防防災課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十九年一月十日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
朝日航洋株式会社 東京都豊島区南池袋二丁目四十九番四号
- 五 随意契約に係る契約金額  
千七百八十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 国土調査の成果の認証  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成十九年二月二十二日

- 一 調査を行った者の名称  
山梨県知事 横 内 正 明  
市川大門町
- 二 調査を行った時期  
平成七年十一月一日から平成八年三月十四日まで
- 三 成果の名称  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域  
市川三郷町大字上野の一部地区
- 五 認証年月日  
平成十九年二月六日

### 人事委員会

**山梨県人事委員会規則第一号**  
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年二月二十二日

山梨県人事委員会  
委員長 淺 井 和 夫

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七 葦崎警察署の項中  
署長 四種（人事委員会が認める者にあつては三種）

署長	四種（人事委員会が認める者にあつては三種）
次長	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

に次のように加える。

日下部警察署 大月警察署	署 次	長 長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種） 六種（人事委員会が認める者にあつては五種）
-----------------	--------	--------	--

「長坂警察署  
鵜沢警察署  
日下部警察署  
都留警察署  
大月警察署  
上野原警察署」  
を  
「長坂警察署  
鵜沢警察署  
都留警察署  
上野原警察署」  
に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会

**山梨県公安委員会規則第二号**  
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十九年二月二十二日

山梨県公安委員会  
委員長 鶴 田 美 枝  
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表三の項中、「山梨県南アルプス市大字在家塚字仲畑一、四五三番」を「山梨県南巨摩郡増穂町大柵七二七番地三」に改め、同表十二の項中、「山梨県北杜市高根町大字養輪新町字西ノ窪一、七七二番の二地」を「山梨県北杜市高根町大字清里字念場原三、五四五地」に改め、同表に次のように加える。

二十七 一般国道 山梨県南巨摩郡皷沢町風早二、三五〇番一先から山梨県甲斐市志田字砂間八三九の二先まで

第十四条第三号中、「優良運転者」を「法第九十二条の二に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）」に改める。

第十七条の八中、「警察署長」を「署長」に改める。

第十七条の九第三項中、「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中、「交通部運転免許課」の下に、「又は交通部運転免許課都留分室」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中、「第一条の規定にかかわらず、法第九十二条の二に規定する優良運転者は、法第一百一条の二の二第一項」を「優良運転者は、第一条の規定にかかわらず法第一百一条の二の二第一項」に、「有効期限」を「有効期間」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

優良運転者は、第一条の規定にかかわらず法第一百一条第一項の規定により、有効期間が満了する日までに住所地在を管轄する署長以外の署長を経由して運転免許証の更新の申請を行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

山梨県公安委員会規則第三号

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年二月二十二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施に関する規則（平成十八年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中、「（都留警察署管轄区域に居住する者については、運転免許課都留分室）」を削る。

第四条各号列記以外の部分ただし書を削る。

第五条第二項及び第七条第二号中、「別表第一」の下に、「から別表第一の五まで」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条、第七条関係）  
更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目（優良運転者講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
一 道路交通の現状と交通事故の実態	(一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴	講義（教本、視聴覚教材等）	ア 山梨県の実態にに応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	十分
二 運転者の心構えと義務	(一) 無事故無違反の奨励 (二) シートベルト、ヘルメットの着用 (三) 交通事故を起こした加害者の責任 (四) 交通事故を起こした運転者の義務	講義（教本、視聴覚教材等）	ア 今後における無事故・無違反及び安全運転を奨励する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われる	十分

講習科目 三 安全運転の知識	講習細目 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	講習方法 講義(教本、視聴覚教材等)	留意事項 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	講習時間 十分
講習時間合計				三十分

別表第一の次に次の四表を加える。  
別表第一の二(第五条、第七条関係)  
更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目(一般運転者講習)

講習科目 一 道路交通の現状と交通事故の実態	講習細目 (一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴	講習方法 講義(教本、視聴覚教材等)	留意事項 ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	講習時間 十分
---------------------------	---	-----------------------	--	------------

三 安全運転の知識	(一) 最近において改正が行われた道路交通法令	講義(教本、視聴覚教材等)	<p>ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。</p> <p>イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。</p> <p>ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。</p> <p>エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。</p> <p>工 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。</p> <p>オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	十分
二十分				

講習時間合計	四 運転適性についての診断と指導	(一) 運転適性診断と指導 (二) まとめ	講義(運転適性検査用紙等)	ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ 診断結果に基づくタイプの具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	二十分
				イ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
					六十分

注 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。  
別表第一の三(第五条、第七条関係)  
更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目(優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
一 道路交通の現状と交通事故の実態	(一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴	講義(教本、視聴覚教材等)	ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路	十分

	二 運転者の心構えと義務	(一) 安全運転の心構え (二) シートベルト、ヘルメットの着用 (三) 交通事故を起こした加害者の責任 (四) 交通事故を起こした運転者の義務 (五) 負傷者の救護措置	講義(教本、視聴覚教材等)	線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	十分
				ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	

講習時間合計	三 安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識	講義（教本、視聴覚教材等）	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	十分
	四 安全運転の知識	危険予測と回避方法等	講義（教本、視聴覚教材等）	ＯＨＰ、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	十分
	五 運転適性についての診断と指導	(一) 運転適性診断と指導 (二) まとめ	講義（運転適性検査用紙等）	ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ 診断結果に基づくタイプの具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	二十分
					六十分

<p>注 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。 別表第一の四（第五条、第七条関係） 更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）</p>					
講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間	
一 道路交通の現状と交通事故の実態	(一) 地域における車社会の実態 (二) 交通事故の特徴	講義（教本、視聴覚教材等）	ア 山梨県の実態にに応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	十分	
二 運転者の心構えと義務	(一) 安全運転の心構え (二) シートベルト、ヘルメットの着用	講義（教本、視聴覚教材等）	ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。	十分	
	(三) 交通事故を起こした加害者の責任 (四) 交通事故を起こした運転者の義務 (五) 負傷者の救護措置		ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上		



<p>三 安全運転の知識</p>	<p>(一) 安全運転の基礎知識 (二) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (三) 危険予測と回避方法等</p>	<p>講義(教本、視聴覚教材等)</p>	<p>及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 工 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	<p>四十分</p>
			<p>ア 受講対象に応じたビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 エ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ討議させる。</p>	

<p>四 運転適性 技能についての診断と指導</p>	<p>(一) 運転適性診断と指導 (検査用紙使用) (二) 運転適性診断と指導 (検査機器使用) (三) 安全運転態度の診断と指導 (四) 運転技能診断と指導</p>	<p>実技等) ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な具体的動作機能を検査し、診断結果に基づいて安全指導する。 ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。 エ 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>	<p>六十分</p>
<p>講習時間合計</p>			<p>百二十分</p>
<p>講習科目</p> <p>一 道路交通の現状と交通事故の実態</p> <p>(二) 交通事故の特徴</p>	<p>講習細目</p> <p>(一) 地域における車社会の実態</p> <p>(二) 交通事故の特徴</p>	<p>講習方法</p> <p>講義(教本、視聴覚教材等)</p> <p>ア 山梨県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 イ 地域における事故多発路線、時間帯等と運転経験の</p>	<p>留意事項</p> <p>十分</p>

注 一 講習科目四の細目は、重点を絞り選択して実施すること。  
二 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。  
**別表第一の五(第五条、第七条関係)**  
更新時講習の講習科目及び時間割等に関する細目(初回更新者講習)

<p>二 運転者の心構えと義務</p>	<p>(一) 安全運転の心構え (二) シートベルト、ヘルメットの着用 (三) 交通事故を起こした加害者の責任 (四) 交通事故を起こした運転者の義務 (五) 負傷者の救護措置</p>	<p>講義(教本、視聴覚教材等)</p>	<p>浅い運転者による交通事故類型、原因等について、事例と併せて説明する。</p> <p>ア 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 イ シートベルト、ヘルメットの着用に関して、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ウ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的非難を受け、責任を問われることを説明する。 エ 加害者の刑事上、民事上及び行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 エ 警察官に対する報告義務、通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 オ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。</p>	<p>十分</p>
---------------------	--	----------------------	--	-----------

<p>三 安全運転の知識</p>	<p>(一) 安全運転の基礎知識 (二) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (三) 危険予測と回避方法等</p>	<p>講義(教本、視聴覚教材等)</p>	<p>ア 運転経験の浅い運転者向けのビデオや映画を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 イ 最近において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ウ OHP、ビデオ、アナライザー等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 エ 運転経験の浅い運転者の特徴的な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたのかなどについて、自ら考えさせ、意見を出させ討議させる。</p>	<p>四十分</p>
<p>四 運転適性技能についての診断と指導</p>	<p>(一) 運転適性診断と指導 (二) 検査用紙使用 (三) 運転適性診断と指導(検査機器使用) (四) 安全運転</p>	<p>実技等(教本、運転適性検査器材等)</p>	<p>ア 安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 イ CRTによる運転適性検査器を使用して、運転行動に必要な基本的動作機能を検査し、診断結果に基づいて</p>	<p>六十分</p>

講習時間合計	<p>態度の診断と指導</p> <p>(四) 運転技能診断と指導</p>
	<p>エ 安全指導する。</p> <p>ウ 診断用模擬運転装置を使用して、危険予測を中心とした安全運転態度と運転個癖を検証し、診断結果に基づいて安全指導する。</p> <p>工 指導員が同乗して実車を運転させ、運転個癖や運転技能を診断し、その結果に基づき安全指導する。</p>
百二十分	

- 注 一 講習科目四の細目は、重点を絞り選択して実施すること。
- 二 講習の実施に際しては、教本、視聴覚教材等を活用して行うこと。
- 附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番